



2012年10月17日

各 位

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号  
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社  
代表取締役社長 矢嶋 弘毅  
(コード4281 JASDAQ)  
問い合わせ先 戦略統括本部 IR担当  
Tel: 03-5449-6300 email: ir\_inf@dac.co.jp

### 連結子会社の商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社の連結子会社であるモーションビート株式会社(東証マザーズ: コード番号2497)は、本日開催の取締役会において、平成24年12月6日開催予定の臨時株主総会にて「定款一部変更の件」が承認されることを条件として商号変更について決議するとともに、「定款一部変更の件」を同総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

平成24年10月17日

各位

会社名 モーションビート株式会社  
代表者名 代表執行役社長 金子 陽三  
(コード 2497 東証マザーズ)

## 商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成24年12月6日開催予定の臨時株主総会にて「定款一部変更の件」が承認されることを条件として商号変更について決議するとともに、「定款一部変更の件」を同総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 商号の変更

#### (1) 変更の理由

本日公表の「モーションビート株式会社と株式会社スパイアの合併契約締結に関するお知らせ」に記載のとおり、当社と株式会社スパイア(以下「スパイア」)は、平成24年12月30日(予定)を効力発生日とする両社の合併(以下「本件合併」)を行い、また吸収合併存続会社となる当社の商号を「ユナイテッド株式会社」に変更することについて、本日開催の両社の取締役会で決議いたしました。本件合併に伴い社名を新たにし、当社とスパイア双方が持つスマートフォン広告・スマートフォンメディア領域の強みを融合することで、本件合併後の新会社がスマートフォンマーケティング市場においてNo.1の存在となることを目指していく所存であります。

#### (2) 新商号(英文表記)

ユナイテッド株式会社(英文: UNITED, Inc.)

#### (3) 変更予定日

平成24年12月6日開催予定の当社臨時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、平成24年12月30日に効力を生じるものといたします。

### 2. 定款の一部変更

#### (1) 目的

当社が本日開催した取締役会にて、当社と株式会社スパイアとの合併契約締結及び委員会設置会社から監査役会設置会社への移行を決定したことに伴う定款一部変更であります。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### (3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 平成24年12月6日

定款変更の効力発生日 平成24年12月30日

以上

【別紙】

現行定款	変更案
<p>第1条(商号)</p> <p>当社は、<u>モーションビート株式会社</u>と称し、英文では<u>motionBEAT Inc.</u>と表示する。</p>	<p>第1条(商号)</p> <p>当社は、<u>ユナイテッド株式会社</u>と称し、英文では<u>UNITED, Inc.</u>と表示する。</p>
<p>第2条(目的)</p> <p>条文省略</p> <p>(1) 情報通信システムの企画、開発、設計及び運用 新設</p> <p>(2) 情報処理サービス及び情報提供サービス業 新設</p> <p>(3) コンピュータソフトウェアの設計・プログラム開発及び研究並びに技術提供及び保守業務に関する事業</p> <p>(4) コンピュータ機器及びその周辺機器・ソフトウェアの仕入れ及び販売、設置、保有、保守管理及び賃貸</p> <p>(5) インターネット等の通信手段を利用した通信販売業及び販売代理業</p> <p>(6) 古物販売業</p> <p>(7) 広告、宣伝並びに各種販売促進に関する企画、制作及び広告代理業 新設</p> <p>新設</p>	<p>第2条(目的)</p> <p>現行どおり</p> <p>(1) 情報通信システムの企画、開発、設計及び運用</p> <p>(2) <u>新商品開発、企画、立案、並びに販売、調査の受託</u></p> <p>(3) <u>インターネット及び携帯電話通信網での情報処理サービス及び情報提供サービス業</u></p> <p>(4) <u>インターネット及び携帯電話通信網での広告並びに情報収集、処理業務</u></p> <p>(5) <u>コンピュータソフトウェアの設計・プログラム開発及び研究並びに技術提供及び保守業務に関する事業</u></p> <p>(6) <u>コンピュータ機器及びその周辺機器・ソフトウェアの仕入れ、開発、販売、設置、保有、保守管理及び賃貸</u></p> <p>(7) <u>インターネット及び携帯電話通信網の通信手段を利用した通信販売業、販売代理業、情報提供業務</u></p> <p>(8) <u>古物営業法に基づく古物販売業</u></p> <p>(9) <u>広告、宣伝並びに各種販売促進に関する企画、制作及び広告代理業</u></p> <p>(10) <u>インターネット及び携帯電話通信網を利用した情報システム、通信ネットワーク、データベースの企画、開発、設計、管理、技術提供及び運用に関するコンサルタント</u></p> <p>(11) <u>インターネット及び携帯電話通信網を利用</u></p>

<p>( 8 ) インターネット等のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業</p> <p>( 9 ) インターネット等による販売者のクレジット等を利用した当事者確認の事務代行の事業</p> <p>( 10 ) インターネットのホームページ企画、立案</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>( 11 ) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>( 12 ) 有価証券の投資業務</p> <p>( 13 ) 会社の合併並びに技術、販売、製造等の提携の斡旋</p> <p>( 14 ) 経営コンサルティング業</p> <p>新設</p> <p>( 15 ) 講演会、講習会、セミナー等の企画、運営及び開催</p> <p>( 16 ) イベントの企画・立案並びに運営</p> <p>( 17 ) 工業所有権の取得、貸与及び管理</p> <p>( 18 ) 不動産の賃貸、管理及び仲介</p> <p>( 19 ) 有料職業紹介事業</p> <p>( 20 ) 労働者派遣事業</p>	<p><u>した市場調査の企画、実施、コンサルタント</u></p> <p>( 12 ) インターネット及び携帯電話通信網のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業</p> <p>( 13 ) インターネット及び携帯電話通信網による販売者のクレジット等を利用した当事者確認の事務代行の事業</p> <p>( 14 ) インターネット及び携帯電話通信網のホームページ企画、立案、制作</p> <p>( 15 ) デジタルコンテンツの企画、制作、配信及び販売</p> <p>( 16 ) 各種音声、映像ソフトウェアの企画、制作、販売</p> <p>( 17 ) プロモーションビデオ等の映像の企画、制作、販売</p> <p>( 18 ) グラフィックデザイン及び商業デザインの企画、制作</p> <p>( 19 ) 各種マーケティング業務</p> <p>( 20 ) 電気通信事業</p> <p>( 21 ) 一般雑貨の販売業務並びに委託</p> <p>( 22 ) 酒類の販売</p> <p>( 23 ) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>( 24 ) 有価証券の投資業務</p> <p>( 25 ) 会社の合併並びに技術、販売、製造等の提携の斡旋</p> <p>( 26 ) 経営コンサルティング業</p> <p>( 27 ) 国内外投資先の斡旋及び仲介業務</p> <p>( 28 ) 講演会、講習会、セミナー等の企画、運営及び開催</p> <p>( 29 ) イベントの企画・立案並びに運営</p> <p>( 30 ) 産業財産権(著作権、著作隣接権、特許権、<u>実用新案権、意匠権、商標権等</u>)の取得、<u>使用許諾、</u>貸与及び管理</p> <p>( 31 ) 不動産の賃貸、管理及び仲介</p> <p>( 32 ) 有料職業紹介事業</p> <p>( 33 ) 労働者派遣事業</p>
---	--

<p>(21) 投資事業組合財産の運用及び管理  (22) 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行並びに販売  (23) 金銭貸付業  (24) 投資顧問業  2. 条文省略</p>	<p>(34) 投資事業組合財産の運用及び管理  (35) 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行並びに販売  (36) 金銭貸付業  (37) 投資顧問業  2. 現行どおり</p>
<p>第3条（本店の所在地）  当社は、本店を東京都港区に置く。</p>	<p>第3条（本店の所在地）  当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p>
<p>第4条（機関）  当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。  (1) 取締役会  (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「各委員会」という。）  (3) 執行役  (4) 会計監査人</p>	<p>第4条（機関）  当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。  (1) 取締役会  (2) 監査役  (3) 監査役会  (4) 会計監査人</p>
<p>第5条～第6条 条文省略</p>	<p>第5条～第6条 現行どおり</p>
<p>新設</p>	<p>第7条（自己株式の取得）  当社は、会社法第165条第2項の規定により、<u>取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>第7条 条文省略</p>	<p>第8条 現行どおり</p>
<p>新設</p>	<p>第9条（单元未満株式についての権利）  当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第8条（株主名簿管理人）  条文省略  2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決議によって選定する。</p>	<p>第10条（株主名簿管理人）  現行どおり  2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>
<p>第9条（株式取扱規則）</p>	<p>第11条（株式取扱規則）</p>

当会社の株主権行使その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の定める株式取扱規則による。	当会社の株主権行使その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。
第10条～第11条 条文省略	第12条～第13条 現行どおり
第12条（招集権者及び議長） 条文省略 2．株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が議長を務める。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役が議長を務める。	第14条（招集権者及び議長） 条文省略 2．株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が議長を務める。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長を務める。
第13条～第15条 条文省略	第15条～第17条 現行どおり
第16条（取締役の員数） 当会社の取締役は9名以内とする。	第18条（取締役の員数） 当会社の取締役は15名以内とする。
第17条 条文省略	第19条 現行どおり
第18条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 新設	第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2．補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
新設	第21条（代表取締役） 当社は、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役若干名を定める。
第19条 条文省略	第22条 現行どおり
第20条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに各取締役に対して通知するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる	第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して通知するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる
第21条（取締役会の決議の省略） 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。	第24条（取締役会の決議の省略） 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき取締役会の決議があったものとみなす。
第22条 条文省略	第25条 現行どおり
第23条（取締役の報酬等）	第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、 <u>報酬委員会の決議によって定める。</u>	取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、 <u>株主総会の決議によって定める。</u>
第24条(取締役の責任免除) 現行どおり 2.当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 <u>100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	第27条(取締役の責任免除) 現行どおり 2.当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 <u>あらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
第25条(委員会の員数等) <u>各委員会は、それぞれ委員3名以上で組織するものとする。</u> 2.各委員会の委員の過半数は、 <u>社外取締役とする。</u> 3.監査委員会の委員は、 <u>当会社もしくは当会社の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)の執行役もしくは業務執行取締役又は当会社の子会社の会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)もしくは支配人その他の使用人でない者とする。</u>	削除
第26条(委員の選定方法) <u>各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u>	削除
第27条(委員会の招集権者及び議長) <u>委員会は、当該委員会に属する各委員がこれを招集する。</u> 2.委員会の議事進行に関しては、 <u>委員会においてあらかじめ指名された委員が議長となる。</u>	削除
第28条(その他の委員会) <u>取締役会は、その決議をもって第4条に規定する各委員会以外の委員会を置くことができる。</u> 2.前項の委員会の組織、権限その他の事項については、 <u>取締役会においてこれを定めるものとする。</u> 3.第1項の委員会は、 <u>第4条に規定する各委員会の法律上の権限を制限し、又は侵害することができない。</u>	削除
第29条(執行役の選任方法) <u>執行役は、取締役会の決議により選任する。</u>	削除
第30条(執行役の任期)	削除

執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。	
第 31 条（代表執行役） 取締役会は、執行役の中から代表執行役 1 名以上を選定する。	削除
第 32 条（執行役の報酬等） 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。	削除
第 33 条（執行役の責任免除） 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。	削除
新設	第 28 条（監査役の数） 当社の監査役は、4 名以内とする。
新設	第 29 条（監査役の選任方法） 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
新設	第 30 条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
新設	第 31 条（常勤の監査役） 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。
新設	第 32 条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
新設	第 33 条（監査役会の決議の方法） 監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。
新設	第 34 条（監査役会規程）



	<u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
新設	<u>第 35 条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u>
新設	<u>第 36 条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
第 34 条～第 35 条 条文省略	第 37 条～第 38 条 現行どおり
第 36 条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、取締役が <u>監査委員会</u> の同意を得て定める。	第 39 条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。
第 37 条～第 40 条 条文省略	第 40 条～第 43 条 現行どおり
第 41 条（配当金の排斥期間） 条文省略 新設	第 44 条（配当金の排斥期間） 現行どおり <u>2. 未払の配当金には利息を付さない。</u>
新設	<u>附則</u> <u>第 1 条 本定款変更は、株式会社スパイアとの吸収合併の効力発生日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。</u>

以上